

社会福祉連携推進法人(仮称)

厚労省が制度創設提案

厚生労働省は社会福祉法人を中核とする非営利連携法人「社会福祉連携推進法人(仮称)」制度創設を、10月29日に開かれた社会福祉法人の事業展開等に関する検討会に提案した。福祉の自主性を確保しつつ連携強化できる新たな選択肢として、人材確保・育成や設備等購入の共同実施、参加法人への資金貸付など具体的な活動イメージを示した。

小規模法人が多数を占める福祉の、経営基盤強化に向けた連携を、提供、債務保証を含む人材確保・育成の共同実施、参加法人への資金貸付など具体的な活動イメージを示した。

人材確保・育成共同実施や設備共同購入

促進するための新たな制度が提案され、具体的なイメージも示された。

参加法人への資金貸付も

現行の社福間連携の仕組みは、社協を通じて連携や法人間の自主的業務提携など「緩やかな連携」または結合度の強い「合併・事業譲渡」のみ。これまでも「福祉の自主性を確保しつつ、連携を強化できる法的ルール

参加法人の経営支援として、さまざまなメリットが期待される。同省が示した新たな連携法人のイメージによると、社員(参加法人)範囲は社会福祉事業を行って、法人関係自治体ほか、社会福祉従事者養成機関など2法人以上、うち社福1法人以上。業務連携推進方針を定め、地域共生社会実現のため

業務・活動区域には、外国人材確保や育成を含む福祉人材不足対応ほか、設備共同購入など経営支援、社員である社会福祉法人への資金貸付等も含む。経費は社員からの会費、業務委託費で運営し、連携法人自体が社会福祉事業を行うこと

の業務実施に向けた種別を超えた連携支援、災害対応の連携体制整備などに取り組み。法は、参加法人への資金貸付等を例示。「人口減少」とし、連携法人ウハウ提供、役員員派遣などが可能という。

人材確保では、参加法人の運営する特養、障害者支援施設、保育所等の人材育成や採用活動共同実施を想定。リクルート、マッチングなどの人材確保業務代行、研修実施やキャリアアップ支援を含む人材育成ほか、職員の人事交流、キャリアパス・給与体系共通化など労務管理支援にも取り組めるようにする。

自主性確保した新たな選択肢に

少により福祉ニーズ総量が減り法人経営が成り立たない「地域の他の社福に支援したいが直接的な資金面の支援ができない」などの課題に対し、合併・事業譲渡より緩やかな形で経営基盤強化を支える。「地域における公益的具体的には建て替え・修繕費用やIC T等新規投資費用など資金貸付、経営ノ

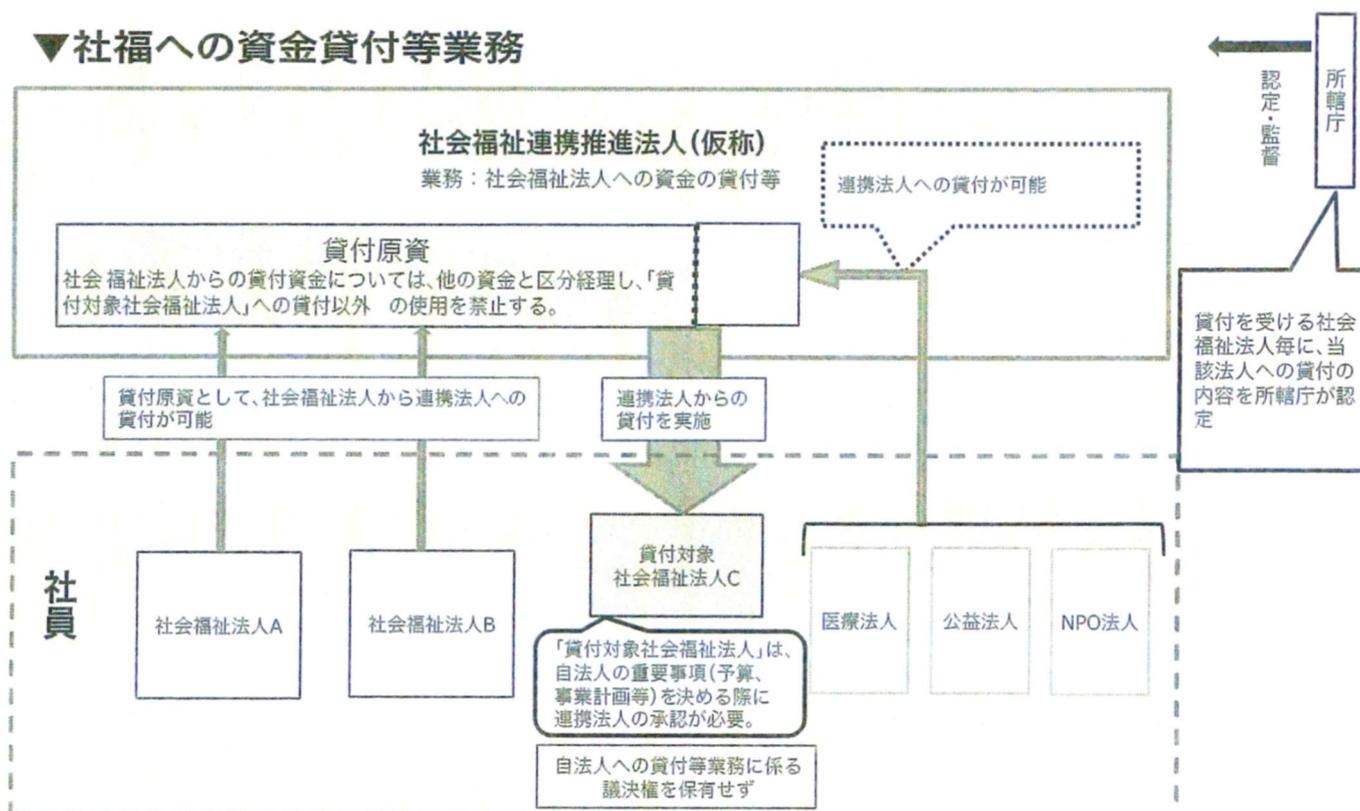
の施設等を相談窓口とし

し多様な地域課題を把握、活動内容や参加法人それぞれの持つ強みを取り組める制度とするを踏まえ役割分担。各方針だ。

社会福祉連携推進法人(仮称)イメージ

- ◎**連携法人認定**：一般社団法人のうち、社会福祉に係る業務の連携を推進するための方針(仮称・社会福祉連携推進方針)策定など、一定の基準に適合すると認めるものを所轄庁が認定
- ◎**社員範囲**：社員は社会福祉事業を行っている法人、関係自治体、その他連携業務に関する業務を行う者(社会福祉従事者養成機関等)とし、社会福祉事業を行っている法人が2以上(うち社福1以上が必須)
- ◎**業務・活動区域**：社会福祉連携推進方針(仮称)に盛り込んだ業務を実施。同方針には活動区域も規定
 - ・地域共生社会実現に資する業務実施に向けた種別を超えた連携支援
 - ・災害対応に係る連携体制整備
 - ・福祉人材不足への対応(外国人福祉人材の確保や人材育成)
 - ・設備共同購入等の社会福祉事業経営に関する支援
 - ・社員である社会福祉法人への資金貸付等
- ※連携法人が社会福祉事業を行うことは不可
- ◎**経費**：社員からの会費、業務委託費
- ◎**議決権**：1社員1議決権を有する
- ◎**代表理事**：所轄庁の認可が必要
- ◎**理事会**：必置(理事6人以上、監事2人以上)
- ◎**合併**：連携法人の合併は認めない

▼社福への資金貸付等業務



(※)地域医療連携推進法人においても、連携法人が社員(参加法人)への貸付を行う仕組みとなっている。